

2026 年7月1日

製造販売後調査等依頼者 様

京都府立医科大学附属病院
病院長 佐 和 貞 治
(公印省略)

製造販売後調査等の経費の算定方法について

製造販売後調査等の経費については、下記のとおり算定方法を見直すこととし、
2027 年1月1日以降に契約締結を行う製造販売後調査等から適用しますので、お知らせいたします。

記

	項目	現行	2027.1.1～
①	報告書作成費	特定 30,000 円/症例/報告 一般 20,000 円/症例/報告	特定 30,000 円/症例/報告 一般 20,000 円/症例/報告
②	IRB審査費用	—	20,000 円/契約
③	EDC 管理費用	—	40,000 円/報告
④	同意取得費用	—	7,000 円/症例
⑤	登録票作成費用	—	5,500 円/登録
⑥	管理費	① ×10%	(①～⑤の合計額)×10%
⑦	間接経費	(① + ⑥)×30%	(①～⑥の合計額)×30%

※2027 年 1 月1日以降に契約締結した製造後販売後調査等に適用